

平成29年度 対馬市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成29年 9月26日(火) 午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 神宮教子
4番 畑島孝吉	5番 縫田和己	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	11番 波田裕一郎
12番 松村英二	13番 早田茂	14番 初村重政

・農地利用最適化推進委員 (13人)

永尾佐登志	庄司幹雄	長瀬 円	西山義典
佐伯武久	波田優	永留静夫	日高安実
糸瀬安則	小宮正至	須川正直	原田一義
春田新一			

4. 欠席委員 (2人)

6番 小宮貞司 10番 阿比留なみ恵

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 非農地証明書交付願について

議案第13号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)

議案第14号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)

議案第15号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について

議案第16号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 庄司智文

農業委員会事務局参事兼課長補佐 庄司克啓

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐 志賀慶二

中対馬振興部地域振興課係長 牧山隆広

上対馬振興部地域振興課副参事兼係長 糸瀬博隆

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、朝夕はめっきり涼しくなり、過ごしやすい季節となりました。

皆様には、米の収穫期等ピークを迎えるなど、何かと慌ただしい日々を送られていることと思われまます。お体には気を付けて農作業に励んでいただきたいと思います。また、農地利用状況調査につきましては、暑い中実施していただきまして、ありがとうございました。

先に発生をしました台風18号は、運良く対馬には影響が有りませんでした。猛威を振るいながら日本列島を縦断し、各地で風水害が発生するなど、甚大な被害の爪痕を残しました。被災された方々に、お見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは総会に入ります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成29年度、対馬市農業委員会第5回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、13名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、3番の神宮教子委員、12番の松村英二委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、上県町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに田1筆を贈与するものであります。なお、経営面積は17,980平米でございます。

番号2は、上対馬町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに畑1筆を贈与するものであります。なお、経営面積は2,340平米でございます。

議案書の2ページをお開き願います。

番号3は、上対馬町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに畑9筆を贈与するものであります。なお、経営面積は2,340平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1から地元委員の補足説明をお願い致します。

(25番 推進委員挙手)

推進委員 小宮正至委員

ただ今、事務局より指名がありました件について、地元委員として説明をいたします。9月10日に担当区の糸瀬さんと、譲受人の〇〇さんと現地に立会いに行きました。その前に、贈与人の〇〇さんからですね、私もお聞きをしております、あれは以前、30年か40年もなりますと。お父さんから譲り受けてから登記をそのままにしておいて、移転登記をしてなかったので今回は登記をするようにしておりますので、宜しくお願いを致しますという言付きをしておりました。それで、糸瀬さんと〇〇君と私と現地に立ち会いに行きまして、その確認を致しましたところ、何ら問題は無く、譲受人も宜しくお願いを致しますと言う事でございますので、皆様のご審議を受けまして、その物件が決定することをお願いする次第でございます。地元委員としての委員としての説明を終わります。

議 長

番号2について地元委員の説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

推進委員 春田新一委員

皆様おはようございます。今議題に上がっております2番について、2番、3番についてご説明を致します。先ほど説明もありましたように、贈与による所有権移転と言う事で、父親から息子さんへ贈与されるものと、おじいちゃんから孫に贈与されるものの二つでございます。現地を確認に9月8日、本人〇〇氏と担当の課長補佐糸瀬課長補佐、私と3人で現地を立会い致しました。何ら問題ないと言う事で、確認を致しましたので委員皆さん方のご協議と決定を賜りますよう宜しくお願い致します。以上でございます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1、番号2、番号3を一括して賛否を問います。

本案件につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第12号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は5件の申請でございましたが、昨日、番号1の案件が取り下げの申し出がありましたので、4件でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います。議案第12号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の案件につきましては、昨日取り下げの申し出がありましたので、審議しない旨報告致します。

番号2の申請人は、千葉県佐倉市〇〇の〇〇さんで、上対馬町〇〇の畑、〇〇の畑、計2筆、1,576平米でございます。

位置図、写真等を11ページから16ページに添付しておりますので、ご参照ください。

議案書の4ページをお開き願います。

番号3の申請人は、上対馬町〇〇の〇〇さんで、上対馬町〇〇の畑1筆、1,307平米でございます。位置図、写真等を17ページから20ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号4の申請人は、上対馬町〇〇の〇〇さんで、上対馬町〇〇の畑1筆、411平米でございます。位置図、写真等を17ページ、18ページ、21ページから22ページに添付しておりますので、ご参照ください。

議案書の5ページをお開き願います。

番号5の申請人は、上対馬町〇〇の〇〇さんで、上対馬町〇〇の畑1筆、419平米でございます。位置図、写真等を17ページ、18ページ、23ページから24ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号2から地元委員の補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

推進委員 春田新一委員

今事務局長の方から報告が説明がありましたが、2番について説明を致します。本申請地は農地であるが、2番の農用地は耕作に不向きなことなどから、昭和24年1月頃から耕作が放棄されていたと言う事でございます。ただ、耕作放棄をされてから複数の相手に貸し付けたところ、住居・店舗等が建築をされ、その後、

増改築等が繰り返され、現在に至っていると言う事でございます。現在は一部取り壊しをされております。11ページ、16ページをご参照いただければ分かりますように、その所は、今、〇〇の〇〇の一番こういう場所でございます。そういうところで、耕作放棄されてから永くなりますので非農地証明をお願いするところでございます。ご協議いただきご決定賜りますようお願いを致します。続きまして3、4、5は一緒の所でございますので、3、4、5一緒にご説明をさせていただきます。この申請地は、農作業に従事する者の労働力不足、後継者不足、高齢化に伴い耕作放棄されているため、自然荒廃をし雑木、雑草が生い茂って、耕作ができない状況。その後、申請地一帯が平成3年頃の県道の改良などで出た土砂をその現地に捨てたと言う事で、岩石等の捨て場所となって農地の復旧が困難になっております。そういうところで御座いますので、写真等17から20をご参照いただければ分かると思いますので、ご協議いただきご決定賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。以上です。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

〇〇のエーとどこですかね、2番。2、3、4ですかね、重機等が入ってますが何をされてあったんですか。

(28番 春田新一推進委員挙手)

推進委員 春田新一委員

縫田委員さんのご質問に答えたいと思います。重機が入っていると言う事でありましたが、先ほど説明しましたように住居、店舗等が建築をされた後に解体をされたと言う事で、重機等がそこにあったと言う事でご理解を頂きたいと思えます。一部分も、一部分と言うより解体をなされたと言う事でございます。

議 長

他にございませんでしょうか。

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

番号2の件ですけど、今までこういうかたちの申請があったんですか。戦後の混乱時期にこういう状態で家が建てられたと思うわけですね。最近ではおそれないと思えますけど、以前ではそういう質の問題があったんですか。それに、法的にはならんか。何ら問題ない訳ですか。

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

私の方からお答えいたします。本案件はですね、平成24年頃からですね、住宅の新築が始まったと言う事で、農地法が平成27年に制定されております。それ以前のものについてはですね、

4番 畑島孝吉委員

昭和やろ

事務局課長補佐

昭和です。昭和27年に農地法が制定されまして、それ以前のものにつきましては、農地法にはかからないと言う事になっております。今回の案件につきましては、かなり大きい面積を複数の方が借りられたようで、住宅とか建物を建てられている訳ですけども、今まで私がここにいる中では、こんな件はあったことはありません。

議 長

他にございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号2から番号5までを一括して賛否を問います。

議案第12号の番号2から番号5までにつきまして、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第13号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の25ページをお開き願います。議案第13号、「平成29年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は66件で、内訳は、貸し手66人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が105筆、面積は108,512平米、畑が155筆、面積は110,782平米で、合計筆数260筆、合計面積219,294平米でございます。なお、集積計画表を別添資料1に添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

農林・しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願い致します。

スクリーンでご説明したいと思いますので、移動させて下さい。平成29年度の農地中間管理事業農地利用集積計画第2回です。地区が12地区ございます。出し手数が66戸、筆数が260筆、面積合計が219,294平米でございます。地区ごとに地図でご説明いたします。

まず、〇〇地区でございます。出し手1戸、1筆、836となっております。こちらが一回目に説明、認定していただいた農地でございます。こちらが追加の農地でございます。借り手は、〇〇様でございます。

続きまして、〇〇地区、〇〇、〇〇、〇〇地区の3地区で、出し手が5戸、9筆の7,796平米です。図面は、色は借り手の方で着けとりますので、ひと、一種類の色でございますが、5戸ございます。左側が〇〇の方です。右側が〇〇地区の方になります。この紫色の5筆、5筆になります。こちらが〇〇地区でございます。これも〇〇さんが借り手になっています。こちらも5筆になっております。

こちらが〇〇地区になります。出し手が1戸、2筆、1,559平米でございます。えーと〇〇で、こちらが〇〇、ですね。の、奥の方のこのピンクのところです。借り手は〇〇様でございます。

続きまして〇〇地区でございます。出し手が7戸、16筆、14,430平米でございます。赤い色が〇〇様、緑色が〇〇様、青が〇〇様でございます。一応こういうふうになります。こちらが〇〇方面ですね。〇〇と〇〇方面になります。

続きまして〇〇地区でございます。出し手が2戸で5筆6,305平米でございます。借り手が〇〇様でございます。

続きまして〇〇地区でございます。出し手が2戸、3筆、6,121平米です。借り手は〇〇様でございます。左上が〇〇方面ですね。〇〇地区の奥の方が右下になります。

〇〇地区でございます。出し手が2戸、3筆で6,405平米です。黄色で借り手が〇〇法人で、〇〇と言うところが借りられます。左下が〇〇の方ですね。右上が〇〇の市街地の方になります。

〇〇と〇〇地区でございます。出し手が3戸、4筆、4,050平米です。借り手が〇〇様でございます。左、下の方が〇〇に行く道ですね。右の方が〇〇に行く方になります。

続きまして〇〇地区でございます。出し手が1戸、4筆、2,284平米でございます。借り手が〇〇様でございます。左上が〇〇の方ですね。下の方が〇〇と〇〇方面でございます。

〇〇地区でございます。出し手が8戸、39筆、30,486平米です。緑色が〇〇の〇〇でございます。赤が〇〇様でございます。茶色が〇〇様です。青が〇〇様です。薄い黄緑が〇〇様になります。〇〇がこちらとこちら、黄緑が〇〇様です。

続きまして〇〇地区の〇〇です。出し手が5戸、21筆、30,928平米で

す。〇〇地区は広いので4ページに分かれています。まず〇〇地区ですね。〇〇学校中心に〇〇の方と〇〇の方の間でございます。借り手の緑が〇〇の〇〇でございます、青が〇〇様、黄緑が〇〇様です。これが〇〇です。黄緑、黄緑。

続きまして〇〇地区です。出し手が15戸、80筆、51,276平米になります。緑が〇〇の〇〇、黄色が〇〇様、赤が〇〇様、紫が〇〇様でございます。右上が〇〇の方に行く道ですね。これが〇〇の方に行く道です。

続きまして〇〇で、出し手4戸、22筆、13,311平米です。緑が〇〇の〇〇で、黄色が〇〇様、水色が〇〇様でございます。右の方が〇〇に行く道でございます。

〇〇でございます。出し手6戸、33筆、28,782平米でございます。借り手は〇〇の〇〇で緑色でございます。

続きましては〇〇地区でございます。出し手が4戸、16筆、14,157平米です。〇〇から〇〇学校の方の〇〇公園を中心として記載しております。緑色が〇〇の〇〇です。紫色が〇〇様、青が〇〇様、黄色が〇〇様、赤が〇〇様、黄緑が〇〇様でございます。

続きまして〇〇地区です。出し手1戸、3筆、4,004平米です。借り手は〇〇の〇〇で緑色でございます。

以上、12地区でございます。説明を終わります。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

質疑ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第13号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、議案第14号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の27ページをお開き願います。

議案第14号、「平成29年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受けるものは26人でございます。農地の内訳は、田が166筆、面積は147,530平米、畑が98筆、74,288平米で合計筆数264筆、合計面積221,818平米でございます。うち、配分再配分が6筆、面積8,111平米

でございます。なお、農用地利用配分計画(案)を別添資料2に添付しておりますのでご参照ください。

詳細につきましては、志賀補佐から説明を受けたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

配分計画につきまして私の方から説明いたします。資料の別添資料の2の方に記載されておりますとおり、26人の方に配分を行います。先ほど言いました別添資料1の方が、集積の方々の資料でございまして、別添2が配分計画になります。先ほど地図でご説明した通りでございますので、詳細は割愛させていただきますが、再配分の構成につきましては〇〇地区の方を配分をしていたものが、解除されましたので、今回改めて別の方に配分を行うものでございます。全部で26団体の方に221,818平米配分する予定でございます。簡単でございますが説明を終わります。宜しくご審議されますようお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第14号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第15号「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の28ページをお開き願います。

議案第15号、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について」でございます。

提案理由は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定により、〇〇入会林野整備組合長及び〇〇入会林野整備組合長

から農業委員会の意見を求められているため提案するものであります。

入会林野整備事業につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

入会林野整備事業は、地区内にある共有名義の山林や田、畑で、昔からの入会権が未だに消えていない土地を現在の所有者名義に変更することによって、農林業振興のための活用を目的として推進しようとする事業であります。入会権者の皆さんが活用しやすいように、入会権を所有権に変える事業です。

これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合長及び〇〇入会林野整備組合長から提出されました整備計画の審査をお願い致します。

議案書の29ページ、30ページをお開き願います。

〇〇入会林野整備組合の農地の関係者数は13名、30筆で16,564平米でございます。経営状況につきましては30ページをご参照願います。位置図、字図等を32ページから35ページに添付しておりますのでご参照ください。字図の着色は、黄色が農地でございます。

議案書の31ページをお開き願います。

〇〇入会林野整備組合の農地の関係者数は7名、10筆で8,127平米でございます。経営状況につきましては表示のとおりでございます。位置図、字図等を36ページから38ページに添付しておりますのでご参照ください。字図の着色は、黄色が農地でございます。

この事業により、現所有者の名義になり農地の流動化及び地域の開発等に寄与するものと期待しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

休憩します。

再開いたします。

事務局の説明が終わりました。

〇〇、〇〇両地区につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(15番 推進委員挙手)

推進委員 永尾佐登志委員

ご説明いたします。〇〇、〇〇入会林野について意見を述べたいと思います。〇〇、〇〇の地区は、山林において昔の入会林入会権が設定され、所有者も共有名義となっており、土地の売買、相続においても進まず農地の流動化が進まない状況であります。このことで、県道、市道の整備もできない状況となっております。この入会林整備事業により、現在の所有者名義になることで、農地の流動化になり、農林振興に繋がるものと考えますので、どうかご審議の程を宜しくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、両地区を一括して賛否を問います。

議案第15号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認し、当委員会の意見書を添えて回答することに決定いたします。

つづきまして、議案第16号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の39ページをお開き願います。

議案第16号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を説明いたします。

提案理由は、農業委員会に関する法律の改正法が平成28年4月に施行され、同法第7条の規定により農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるよう努めることになったため提案するものでございます。

次のページの40ページをお開き願います。

指針の概要についてご説明いたします。

第1の、「基本的な考え方」ですが、1行目から3行目までが法律的根拠、4行目から対馬地域の特性について記載をしております。また、第1の、下から5行目に記載のとおり、この指針は平成35年を目標とし、改選期である3年ごとに見直すことにしております。

第2の具体的な目標の数値設定です。が、1. 遊休農地の解消については、4月の総会で承認いただいた活動計画に基づき、29年度は18haの解消を目標としておりますが、この数値は荒廃農地調査でA分類と判断された178haを10年間で解消するものとして設定したものの、担い手が減少し目標自体に無理があることと、ここ数年、数年の解消面積は10ha前後であり、実効性のない数値より達成可能な数値を記載することで指針の確実性を図るため、30年度以降は年間10haを目標として試算しています。30年度以降の活動目標も単年度解消を10haに修正する予定です。推進方法につきましては、法に基づいた活動内容を記載しております。次のページ、41ページをお開き願います。

2. の担い手への農地利用集積目標の数値は、農地中間管理事業を活用し、年間20haをの集積を目標とし試算しております。推進方法については、農地中間管理事業を中心に地域に応じた推進をしていくこととしております。42ページをお開き願います。

3. の新規参入の促進については、近年の実績から年間2経営体、3年間で6経営体の新規参入を目標に計上しています。この数値は、個人・法人を合わせた数値ですが、取得面積については、貸借が多くなると見込まれるため、下限面積の30aに29年度以降の新規参入数を乗じて試算しています。法人については、

農地所有適格法人（以前の農業生産法人）でなければ農地を所有できないため、一般企業の解除条件付き貸借を想定し、0haとしています。

以上で指針概要の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

（2番 委員挙手）

2番 桐谷善明委員

〇〇の〇〇から相談を受けて行ったことがあるんですが、実は今あの、〇〇地区の水田で20年前後ぐらいは荒れてるかと思うんですが、現在は実際は原野に近いような状態で、遊休農地になっている訳ですね。それを掘り起こして蕎麦を耕作したいと言うような事で続けてるところなんです、ただその本人の名義、現在おられる方の名義になってなくて、親父の分とか、あるいはおじいちゃんの方で、面積は相当広くて1町5反歩ぐらいになる所なんですよ。なる所もあるんだけど、大部分が〇〇の制度の適応が受けにくいという状況下にあるらしいです。名義はおじいちゃんや親父の分であっても、現在の後継者ですか名義が変えにくいからでしょ。掘り起こしやなんか遊休農地の解消にも繋がることにもなるんですが、何とかその承諾書とかなんかね取って、いわれる話としては是非借りてくださいと言う事になってるそうですが、話はそうっておっても〇〇の制度に乗りにくいと言うような問題があるわけですが、そこらあたり何とかならんもんでしょかね。ま、その承諾書なんかを取ればですたい、貸したり、条件がそろって、ただ、その県に申請する時あたりの名義、謄本なんかとる必要がある場合に、それが現在の方の名義になっていないというそういう難点があるって言って、困り果ててましたよ。ただ、その今もうそこはすでに草刈を終えて、焼き払うような状況にはしてるらしいんですが、まあ、そこらあたりが制度に乗れば助かる助かるけどなと言うようなそのような話でした。ですから私としても、そこらあたりが遊休農地の解消にもなるし、もう20年前後して相当荒れてたところで、やっぱりそのネット張ったり草刈ったりしてですね、元に戻すという状況には大変手間がかかるような地元の話です。従って、なんとかそこらあたりは掘り起こしにも繋がる事でもあるし、そういうせっかくの制度ですから、乗ればなーと言ってます。結局、名義を変えればいいじゃないかと言う事になるかと思うんですが、そこがすぐなりにくいと言う状況なんでしょう。それも一人じゃなくてですね、頭数も随分10人おるかどうかわかりませんが、7人から10人前後、大勢の方にまたがる1町5反の面積ですからね、そこらあたりの問題も有りますので、答は出しにくいかわかりませんが何とか出来れば善処ならば出来るようお願いをしておきます。私であればね、何とか実際は登記をするわけではなくて、貸し借りに関する問題だから承諾書さえあれば何とかならんかなと言う感じがしてるところなんですよ。制度の問題だから答えにくいかと思うんですが、出来ればそのようなことでお願いしてみてください。

議 長

協議会にします。
総会に戻します。

質疑等ございませんでしょうか。（質疑なしの声あり）

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第16号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。

（24番 推進委員挙手）

推進委員 糸瀬安則委員

先ほど、遊休農地についての問題で、市の方から報告か説明がありましたが、この7月に私、遊休農地調査を回ったわけですが、もともとずっと10年もいっくらもなろうかと思うんですが、〇〇の〇〇、要するに〇〇の〇〇さんと来ていただいて現地を確認したわけですが、非常にその雑木がものすごく生い茂っている箇所なんです。それを解消して誰か個人かあるいは〇〇にでもと言う事で進めていこうという私の考え方だったんですが、相談をした結果、非常にお金がかかるわけなんです。10アール当たり〇〇円か〇〇円か、あるいは重機代とかそれを計算してもとてもじゃないが、合わないと言うような事で今回もやめたわけですが、こういった問題をですね、解消しなさいよと言う事で我々そういう事で取り組んで行こうという事でしょう訳ですが、その解消するためには個人ではやはりやりきれない。という事で市の方に相談した、お願いをして来たんですけど、そういう事がまあまあ有る訳ですね。ですからそういう事を市の方もしっかり捉えていただいてですね、農業の法律は10年に1回か、そこらへんでころころ変わってくるわけです。ですから、どこをつかんで進めていたらいいいのかと言う事で、推進をする我々に対してもですね非常に困る所があるんですね。ですから、もう少し市の方もしっかりそう言った問題をどうするかを検討していただいてですね、先ほど言われましたように国の方にもですよそれなりとした要望を県からしていただいてですね、離島でありながらも、農地を先祖代々受け継いだ農地をですね元の姿に戻すためにはどうしても市の力国の力が必要。高齢化に伴えばそういう事を考えるわけですね。ですからしっかり取り組んでいただきたい。お願いをしときます。ありがとうございました。

議 長

他にご意見はございませんでしょうか。（無の声あり）

ご意見、ご質疑等がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第5回総会を閉会といたします。

どうもお疲れ様でした。